

「ヒト ES 細胞の使用に関する指針」及び「ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」等の改正に関するパブリック・コメント（意見公募手続）の実施について

令和 7 年 8 月 22 日

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室
厚生労働省医政局研究開発政策課再生医療等研究推進室
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬機器審査管理課再生医療等製品審査管理室

この度、「ヒト ES 細胞の使用に関する指針」（平成 31 年文部科学省告示第 68 号）、「ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」（平成 22 年文部科学省告示第 88 号）、「ヒト ES 細胞の樹立に関する指針」（平成 31 年文部科学省・厚生労働省告示第 4 号）及び「ヒト ES 細胞の分配機関に関する指針」（平成 31 年文部科学省告示第 69 号）を改正することといたしました。

つきましては、本件に関し、行政手続法第 39 条などに基づき、パブリック・コメント（意見公募手続）を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

【1. 案の具体的内容】

別添参照

- ・「ヒト ES 細胞の使用に関する指針」条文比較表
- ・「ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」条文比較表
- ・「ヒト ES 細胞の樹立に関する指針」条文比較表
- ・「ヒト ES 細胞の分配機関に関する指針」条文比較表
- ・指針改正の概要

【2. 提出期限】

令和 7 年 9 月 20 日 必着

【3. 意見の提出方法】

御意見には理由を付して、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、電話での受付はできかねますので御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) の意見提出フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要

領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」より提出を行ってください。

(2) 郵送・電子メールにて意見を提出する場合

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室 宛

電子メールアドレス：public-mext@mext.go.jp

（判別のため、件名は【ヒト ES 細胞使用指針及び生殖細胞作成指針等の改正案への意見】として下さい。また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい。）

【4. 意見提出様式】

「ヒト ES 細胞使用指針及び生殖細胞作成指針等の改正案への意見」

- ・ 氏名
- ・ 住所
- ・ 電話番号
- ・ 意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別葉としてください（1枚1意見、1メール1意見としてください）。

【5. 備考】

- ・ 御意見に対して個別には回答いたしかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ・ 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表される場合がございます。
- ・ 氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用いたしません。

(研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室)